

大網白里市国民健康保険税減免取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大網白里市国民健康保険税条例(昭和35年条例第12号。以下「条例」という。)第26条に規定する国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 納税義務者等 世帯主(擬制世帯主を含む。)、その世帯に属する国民健康保険被保険者又は特定同一世帯所属者をいう。
- (2) 世帯の合計所得金額の見込額 減免の申請の時点(申請後に納税義務者等の異動があった場合はその異動時点)で納税義務者等に該当する者の合計所得金額の見込額の合計額をいう。
- (3) 世帯の前年中の合計所得金額 減免の申請の時点(申請後に納税義務者等の異動があった場合はその異動時点)で納税義務者等に該当する者の前年中の合計所得金額の合計額をいう。
- (4) 生活に活用すべきその他の収入及び財産の額 減免の申請の時点(申請後に納税義務者等の異動があった場合はその異動時点)で納税義務者等に該当する者の保険税の所得割の課税対象とならない収入及び財産の額の合計額をいう。
- (5) 保険税額 保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金課税額及び介護納付金課税額の合計額をいう。

(非自発的失業者)

第3条 前条第2号及び第3号の合計所得金額又は第6条第3号ウの農業以外の所得に含まれる地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当する者の給与所得の金額は、条例第21条の2の規定を適用する前の金額とする。

2 非自発的失業者に該当する者の第9条第1項の規定による減免対象課税額の計算は、条例第21条の2の規定を適用した後の給与所得の金額により行うものとする。

(減免の対象)

第4条 市長は、第5条から第7条まで又は第9条第6項の規定に該当する者について、納税義務者等が納付すべき保険税を申請により減免するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 納税義務者等が条例第22条に規定する申告書を提出していないとき。
- (2) 次のいずれにも該当しない納税義務者等が地方税法第317条の2第1項

に規定する申告書を提出していないとき。

ア 同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がない者

イ 同法第317条の3の規定により申告書が提出されたものとみなされる者

(貧困減免)

第5条 条例第26条第1項第1号に規定する者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したことにより保険税の納付が著しく困難となった納税義務者等とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の開始の決定を受けたことにより、国民健康保険の加入資格を世帯員全員が喪失したとき。

(2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項第1号又は第2号の規定による一部負担金の減免を受けることができるとき。

(災害減免)

第6条 条例第26条第1項第2号に規定する者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したことにより生活が著しく困難と認められる納税義務者等とする。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により障害者（地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となったとき。

(2) 納税義務者等の所有に係る住宅又は家財につき災害を受けたとき。ただし、次のいずれにも該当する場合に限るものとする。

ア 損害金額から保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であること。

イ 世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。

(3) 災害により農作物に被害を受けたとき。ただし、次のいずれにも該当する場合に限るものとする。

ア 農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額及び生活に活用すべきその他の収入及び財産の額を控除した額が、全ての世帯員の平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上であること。

イ 世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。

ウ 世帯の前年中の合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円以下であること。

(特別減免)

第7条 条例第26条第1項第4号に規定する者は、次の各号に掲げる事由に該当した納税義務者等とする。

(1) 失業若しくは事業の休止若しくは廃止又は死亡若しくは傷病（以下「失業等」という。）により所得が減少したとき。ただし、次のいずれにも該当す

る場合に限るものとする。

- ア 失業等により所得が減少した納税義務者等の合計所得金額の見込額と生活に活用すべきその他の収入及び財産の額の合計額が前年中の納税義務者等の合計所得金額の10分の7以下である
- イ 世帯の合計所得金額の見込額と生活に活用すべきその他の収入及び財産の額の合計額が世帯の前年中の合計所得金額の10分の7以下であること。
- ウ 自己の責めに帰すべき理由による失業又は事業の休止若しくは廃止ではないこと。
- エ 定年退職（定年退職後に再雇用された場合は、再雇用の期間が満了したことによる退職を含む。）による失業ではないこと。
- オ 就労が不可能であり、申請日以後1年以内に資力が回復する見込みがないこと。

(2) 刑務所、少年院等に拘禁又は収容され、保険の給付の制限を受けているとき。

(3) 児童福祉施設に入所し、かつ保護者が生活保護を受けているとき。

(4) 前年において、連帯債務の履行その他の自己の債務の返済に充てるために、自己の居住の用に供する建物及びその敷地である土地（以下「居住用財産」という。）を譲渡したことにより、その譲渡所得に対して所得割額が賦課され、保険料の納付が困難と認められるとき。

(5) その他市長がやむを得ない理由があると認めたとき。

（適用除外）

第8条 保険税が既に納付されている場合は、保険税の減免はしない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 特別徴収で申請日以後に納期限が到来するとき。

(2) 第5条に該当するもので減免の事由が発生した日以後に納期限が到来するとき。

(3) 第7条第2号に該当するとき。

(4) 第7条第3号に該当するとき。

(5) 第7条第5号に該当するとき。

2 保険税が納付されていない場合でも、納期限が到来しているときは、保険税の減免はしない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない

(1) 第5条に該当するもので減免の事由が発生した日以後に納期限が到来するとき。

(2) 第7条第2号に該当するとき。

(3) 第7条第3号に該当するとき。

(4) 第7条第5号に該当するとき。

（減免額の算定）

第9条 条例第26条第1項第1号、第2号及び第4号に該当する者の減免対象課税額、減免割合及び減免限度額は、別表1のとおりとする。

2 条例第26条第1項第1号、第2号及び第4号に該当する者の減免額は、減免対象課税額に減免割合を乗じた額とする。

3 非自発的失業者の減免額は、前項の額から非自発的失業者の特例により減額される額を差し引いた額とする。

4 減免額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額ごとに算出するものとする。

5 減免額が減免限度額を超えた場合は、減免限度額を減免額とする。

6 条例第26条第1項第3号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）の減免額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割額を免除する。

(2) 被保険者均等割額については、次の割合によりこれを減免する。ただし、減額賦課7割又は5割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者 5割

イ 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者 軽減前の額の3割

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、次の割合によりこれを減免する。ただし、旧被扶養者の属する世帯が、減額賦課7割若しくは5割軽減該当世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第9号イに規定する特定世帯をいう。）である場合は減免を行わない。

ア 減額賦課非該当世帯 5割

イ 減額賦課2割軽減該当世帯 軽減前の額の3割

ウ 減額賦課非該当の特定継続世帯（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号イに規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。） 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減前の額の2.5割

エ 減額賦課2割軽減該当の特定継続世帯 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割軽減及び減額賦課2割軽減前の額の1割

7 減免額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

8 課税限度額を適用する前の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額から減免額を控除してもなお課税限度額を上回る世帯は減免の対象としない。

9 減免を受けている世帯に属する納税義務者等に異動があった場合は、あらかじめ減免対象となるかどうかを判断し、減免対象とならない場合は既に適用している減免を取り消し、減免対象となる場合は減免割合の見直しを行う。

（減免期間）

第10条 保険税の減免の期間は、別表2のとおりとする。

2 市長は、第5条第2号の規定により減免を受けている納税義務者等で、別表2に定める期間を超えて減免を行う必要があると認める場合は、申請により3か月以内の期間を限度として延長することができる。

(世帯分離)

第11条 納税義務者等が減免を受けるために故意に世帯分離をしたとわかった場合は、世帯分離がなかったものとして減免の判定を行うものとする。

(事由の競合)

第12条 納税義務者等が条例第26条第1項第1号から第4号までの2以上の規定に該当するときは、減免割合の大きい方の規定を適用するものとする。

(納付方法の変更)

第13条 市長は、保険税を特別徴収の方法により納付している者について、減免を行う場合は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の34第1項第2号の規定により、特別徴収で納期限が到来しているものを除き普通徴収の方法による納付への変更を可能とする。なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らない。

(申請)

第14条 保険税の減免を受けようとする者は、国民健康保険税減免申請書（大網白里市国民健康保険税に関する文書の様式を定める規則（昭和56年規則第15号。以下「規則」という。）に定める様式第2号）に条例第26条第2項に規定する減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、条例第26条第2項に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 旧被扶養者の減免を受けようとする者は、前項の申請書の提出に代えて、資格喪失証明書、旧被扶養者異動連絡票等を添付した住民異動届の提出により申請を行うことができるものとする。

3 旧被扶養者の減免を受けようとする者は、翌年度以降も引き続き減免の要件を満たす場合は、申請を要せずに継続して減免を受けることができるものとする。

4 条例第26条第2項に規定する減免を受けようとする事由を証明する書類（以下「証明書類」という。）は、別表3に定めるところによる。

5 市長は、条例第26条の規定により保険税の減免が適用された世帯に年度途中で40歳に到達し、介護保険第2号被保険者になった者がいる場合には、申請を伴わずにその者に係る介護納付金課税額の減免を行うものとする。

(審査)

第15条 市長は、減免を受けようとする納税義務者等に対して文書その他物件の提示を求めることにより実情を聴取し、申請書及び証明書類の内容を確認するものとする。

2 市長は、納税義務者等が非協力的又は消極的であって、事実の確認が困難で

ある場合は、申請を却下するものとする。

(受理)

第16条 市長は、申請書の記載内容及び証明書類が添付されているかを確認したうえで、申請書を受理するものとする。

2 市長は、申請時に不足書類等がある場合には、14日以内に提出を求めるものとし、正当な理由なく指定期日までに提出がない場合には、申請を却下するものとする。

(決定)

第17条 市長は、保険税の減免の承認の決定をしたときは、国民健康保険税納税通知書兼領収書(規則様式第1号)又は国民健康保険税更正(決定)通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、保険税の減免の不承認の決定をしたときは、国民健康保険税減免不承認通知書(規則様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(減免事由の消滅等の申告)

第18条 減免を受けた申請者は、その事由が消滅したとき、又は減免前の保険税を納付することが可能となった場合には、その旨を国民健康保険税減免事由消滅等申告書(規則様式第4号)により直ちに市長に届けなければならない。

(取消し)

第19条 納税義務者等が次の各号のいずれかに該当したときは、決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為によって減免を受けたとき。

(2) 減免事由の内容に変更が生じたとき

(3) 資力が回復したとき

2 前項において、取消しとなった保険税は一時に賦課徴収することができる。

3 市長は、第1項の規定により決定の一部又は全部を取り消したときは、国民健康保険税納税通知書兼領収書(規則様式第1号)又は国民健康保険税更正(決定)通知書により納税義務者に通知するものとする。

(その他)

第20条 この基準に定めるもののほか、保険税の減免の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以後の年度分の保険税について適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以後の年度分の保険税について適用する。

別表1 (第9条第1項)

区分	減免対象 課税額	減 免 割 合		減 免 限度額														
第5条 第1号	生活保護の 受給決定日 以後に納期 限の到来す る世帯の保 険税額	10分の10		減免対 象課税 額を減 免額の 限度と する。														
第5条 第2号	申請日以後 3か月以内 に納期限が 到来する世 帯の保険税 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 645 906 696">減免区分</th> <th data-bbox="906 645 1134 696">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 696 906 748">一部負担金免除</td> <td data-bbox="906 696 1134 748">10分の10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 748 906 799">一部負担金8割減額</td> <td data-bbox="906 748 1134 799">10分の8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 799 906 851">一部負担金5割減額</td> <td data-bbox="906 799 1134 851">10分の5</td> </tr> </tbody> </table>		減免区分	減免割合	一部負担金免除	10分の10	一部負担金8割減額	10分の8	一部負担金5割減額	10分の5	減免対 象課税 額を減 免額の 限度と する。						
減免区分	減免割合																	
一部負担金免除	10分の10																	
一部負担金8割減額	10分の8																	
一部負担金5割減額	10分の5																	
第6条 第1号	災害にあつ た日以後1 年以内に納 期限の到来 する世帯の 保険税額に その世帯の 保険税額に 占める障害 者となった 納税義務者 等の保険税 額の割合を 乗じて得た 額	10分の9		減免対 象課税 額を減 免額の 限度と する。														
第6条 第2号	災害にあつ た日以後1 年以内に納 期限の到来 する世帯の 保険税額	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 1637 777 1783" rowspan="2">前年の世帯の 合計所得金額</th> <th colspan="2" data-bbox="777 1637 1267 1688">損害程度</th> </tr> <tr> <th data-bbox="777 1688 1011 1783">10分の3以上 10分の5未満</th> <th data-bbox="1011 1688 1267 1783">10分の5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 1783 777 1836">500万円以下</td> <td data-bbox="777 1783 1011 1836">2分の1</td> <td data-bbox="1011 1783 1267 1836">全部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1836 777 1890">750万円以下</td> <td data-bbox="777 1836 1011 1890">4分の1</td> <td data-bbox="1011 1836 1267 1890">2分の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1890 777 1944">750万円超</td> <td data-bbox="777 1890 1011 1944">8分の1</td> <td data-bbox="1011 1890 1267 1944">4分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="549 1944 1316 2029">※ 降雨災害による床上浸水の場合は損害程度を10分の3以上10分の5未満とみなす。</p>		前年の世帯の 合計所得金額	損害程度		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	500万円以下	2分の1	全部	750万円以下	4分の1	2分の1	750万円超	8分の1	4分の1	減免対 象課税 額を減 免額の 限度と する。
前年の世帯の 合計所得金額	損害程度																	
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上																
500万円以下	2分の1	全部																
750万円以下	4分の1	2分の1																
750万円超	8分の1	4分の1																

区 分	減免対象 課税額	減 免 割 合		減 免 限度額												
第6条 第3号	災害にあった日以後1年以内に納期限の到来する世帯の保険税額に前年中における合計所得金額に占める農業所得金額の割合を乗じて得た額	<table border="1" data-bbox="544 360 1219 725"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 360 963 472">前年の世帯の合計所得金額</th> <th data-bbox="963 360 1219 472">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 472 963 524">300万円以下</td> <td data-bbox="963 472 1219 524">10分の10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 524 963 575">400万円以下</td> <td data-bbox="963 524 1219 575">10分の8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 575 963 627">550万円以下</td> <td data-bbox="963 575 1219 627">10分の6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 627 963 678">750万円以下</td> <td data-bbox="963 627 1219 678">10分の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 678 963 725">750万円超</td> <td data-bbox="963 678 1219 725">10分の2</td> </tr> </tbody> </table>		前年の世帯の合計所得金額	減免割合	300万円以下	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	750万円超	10分の2	減免対象課税額を減免額の限度とする。
前年の世帯の合計所得金額	減免割合															
300万円以下	10分の10															
400万円以下	10分の8															
550万円以下	10分の6															
750万円以下	10分の4															
750万円超	10分の2															
第7条 第1号	合計所得金額の見込額と生活に活用すべきその他の収入及び財産の額の合計額が前年の合計所得金額の10分の7以下となった納税義務者等の所得割額	<p data-bbox="544 1115 1310 1151">納税義務者等の合計所得金額の減少率の絶対値とする。</p> <p data-bbox="544 1211 1337 1346">※ 合計所得金額の減少率 = (合計所得金額の見込み額 + 生活に活用すべきその他の収入・財産の額 - 前年中の合計所得金額) ÷ 前年中の合計所得金額</p>		減免対象課税額のうち減免の事由が発生した日以後1年以内に納期限の到来する保険税額を減免額の限度とする。												

区 分	減免対象 課税額	減 免 割 合	減 免 限度額
第7条 第2号	給付制限に該当する者の当該年度の保険税額（単身世帯でない場合は平等割額を除く。）について、給付制限に該当した月から該当しなくなった月の前月までの月数で月割計算をして得た額。	10分の10	減免対象課税額を減免額の限度とする。
第7条 第3号	児童福祉施設に入所した者の当該年度の保険税額（単身世帯でない場合は平等割額を除く。）について、児童福祉施設に入所した月から出所した月の前月までの月数で月割計算をして得た額。	10分の10	減免対象課税額を減免額の限度とする。

区 分	減免対象 課税額	減 免 割 合	減 免 限度額
第7条 第4号	減免対象者の譲渡所得のみで算出した当該年度の所得割額から生活に活用すべきその他の収入及び財産の額を控除した額。ただし、債務返済に充てた額を超える場合は債務返済に充てた額。	10分の10	減免対象課税額のうち申請日以降に納期限の到来する保険税額を減免額の限度とする。
第7条 第5号	その都度市長が決定する。	その都度市長が決定する。	その都度市長が決定する。

別表2（第10条第1項）

区 分	期 間
第5条第1号	減免事由の発生した日以後その年度末までただし、その年度内に減免事由が消滅した場合は、その消滅した日の前日まで
第5条第2号	申請日以後3箇月
第6条第1号	災害にあった日以後1年
第6条第2号	災害にあった日以後1年
第6条第3号	災害にあった日以後1年
第7条第1号	減免事由の発生した日以後1年ただし、1年以内に減免事由が消滅した場合は、その消滅した日の前日まで
第7条第2号	減免事由の発生した日の属する月からその事由の消滅した日の属する月の前月まで
第7条第3号	減免事由の発生した日の属する月からその事由の消滅した日の属する月の前月まで
第7条第4号	申請日以後その年度末までただし、その年度内に減免事由が消滅した場合は、その消滅した日の前日まで
第7条第5号	市長が定める期間
第9条第6項第1号	所得又は資産の状況にかかわらず、当分の間
第9条第6項第2号、第3号	資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間

別表3（第14条第4項）

区 分	証 明 書 類 等
第5条第1号 貧困減免（生活保護）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 生活保護開始決定通知書の写し ・ その他申請事由を証明するもの
第5条第2号 貧困減免（一部負担金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 収入額のわかるもの及び収入申告書 ・ その他申請事由を証明するもの
第6条第1号 災害減免（障害者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 障害者であることを証明するもの ・ 罹災証明書 ・ その他申請事由を証明するもの
第6条第2号 災害減免（住宅・家財）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 罹災証明書 ・ その他申請事由を証明するもの
第6条第3号 災害減免（農作物）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 農作物の被害を証明するもの ・ 保険金額、損害賠償金額等のわかるもの ・ その他申請事由を証明するもの
第7条第1号 特別減免（所得減少）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 所得減少の理由を証明するもの ・ 収入額のわかるもの及び収入申告書 ・ その他申請事由を証明するもの
第7条第2号 特別減免（刑務所等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 収監の事実を証明するもの ・ その他申請事由を証明するもの
第7条第3号 特別減免（児童福祉施設）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 入所の事実を証明するもの ・ 保護者等の生活保護開始決定通知書の写し ・ その他申請事由を証明するもの
第7条第4号 特別減免（債務返済）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書 ・ 債務を返済したことがわかるもの ・ その他申請事由を証明するもの
第7条第5号 特別減免（市長が定める）	その都度市長が決定する。